

2012年度に厚生労働省が行った「国民生活基礎調査」において、「子どもの貧困率」が16.3%という数字を示した。これは2009年度に行われた調査よりも0.6ポイント増加しており、6人に1人の子どもが貧困であるという結果となった。これを受け、国は2013年6月に「子どもの貧困対策推進法」を成立、翌年の2014年8月に「子どもの貧困対策大綱」を閣議決定したが、予算措置は脆弱であり、数値目標は明記されていない。子どもの貧困率が先進国の中でも高いこの国で子どもたちの生活や教育はこれからどうなっていくのだろう。

「増え続ける子どもの貧困とそこから生じる教育や進学の問題に何ができるのかを考える」

貧困は日本でも起きている。6人に1人が貧困であるこの国で、子どもたちの教育はどのように保障されていくのだろうか。

子どもたちが貧困により直面する問題の1つに教育の問題がある。2010年度の厚生労働省と文部科学省の調べでは、三重県の一般世帯の「高等学校等進学率」は98.4%と全国平均よりも0.4ポイント高い。しかし、三重県のひとり親家庭の進学率は83.9%（全国平均87.5%）と全国平均よりも低く、一般家庭よりも10ポイント以上少ない。三重県の母子世帯における就労収入の中央値は100～150万円と全国平均より低く、ひとり親世帯となったことが理由で転職した割合は63%と全国平均よりも約20%多い。全国的にみて三重県では、ひとり親家庭で安定した職を得て子どもを進学させていく環境が良いとは言いがたいのが現状だ。その反面「平成26年度三重県ひとり親家庭等実態調査」では、もっとも多い悩みに「教育・進学」があがっており、母子世帯では子どもの最終進学目標を「大学・大学院」とするものが、全国調査より10%多いという結果になっている。

三重短期大学の教授などを中心に組織されている「生存権がみえる会」という支援団体がある。同会は「生存権裁判」により生活保護の引き下げ問題が全国で顕在化し、三重県でも問題になってきたことがきっかけで2013年12月に結成。同裁判の支援や生活保護に関する誤解や偏見をできる限り払拭するような取り組みを行っている。2014年11月にはシンポジウム「子どもの貧困って何？」を開催し好評を得た同会でお話を伺った。

※「生存権裁判」とは…生活保護の改悪は保護を受けている人だけでなくすべての労働者・国民生活の最低保障基準にかかわる問題であるため、生活保護の改悪で高齢加算や母子加算を打ち切られた高齢者や母子家庭100人以上が「人間らしい暮らしと生きる希望」をとりもどすためにおこした裁判。

社会を豊かにしていくために どのように取り組むべきか

子どもの貧困と教育を考えたときに問題となるのはお金と環境である。両親が共働きをして大変な状況もあるが、ひとり親家庭の現状はより深刻だ。大学であれば奨学金を借りるなどの方法もある。しかし学費や生活費の工面ができず進学をあきらめるケースも少なくない。奨学金も返済しなければいけないため、卒業してからも資金面の問題は何も解決しない。アメリカでは、「学資ローン返済免除プログラム」として軍隊に入隊することで奨学金の返済が免除される仕組みがある。日本でも非正規雇用が拡大され、子どもの貧困率が悪化しているため、アメリカのような「経済的徴兵制」が導入されるのも杞憂ではないのかもしれないと考えさせられる。

また小学校や中学校などでは、自宅での学習環境が整わないという問題もある。親が勉強を教えるということではなく、親が「勉強をしましょうね」という時間管理やルールを設けるといったことが大切なのだが、明日をどう生きぬくかと向き合っている低所得の中でそれは簡単なことではない。

貧困で教育が受けられないことで、本来、子どもたち自身が持っている多様な選択肢や自己決定権がどんどんと失われていくことになる。これは子どもたちの責任ではなく、社会全体の大きな課題である。

高等教育は本来、社会を豊かにしていく人を育てるために社会としてどのように取り組むべきかを体

現する場所でなければいけない。しかしどうしても大学に行くのは個人の勝手というように自己責任として捉えられてしまい、学習環境を確保する公的な支援がほとんどされない。これは高等教育だけでなく子育て支援にも言えることである。子どもをたくさん産んだ人は、自己責任で産んだのだからお金がかかってもしかたないというように、全ての政策が同じ目線でつくられている。これでは人口減少も人口流失も止めることができず、優秀な人材を育成することもできないのではないだろうか。

生活保護費の引き下げによって起こる 玉突き事故

貧困と切り離せないものとして「生活保護」がある。ここで少しだけ生活保護の引き下げについて触れておきたい。どうしても生活保護の引き下げは生活保護を受けている人のためだけのものという意識を持ってしまいがちになる。しかし生活保護の金額は、生活保護基準という国の定める条件で計算されているため、生活保護費が引き下げられたことにより、玉突き事故のように、公共料金や保育料などの値上がりに影響が生じていることを多くの人は知らない。メディアはそのことをあまり報じないし、生活保護といえば不正受給か貧困に焦点を当てた二極化の報道が多く、本来の生活保護費の目的である“自立していくために一時的に経済的支援を受けること”についてはあまり触れられていない（経済的に苦しいため生活保護制度を活用し仕事を探したりすることは経済的自立である）。生活保護を受けている方の大半は自立を目指そうとしている人たちであり、子どもの貧困を解決するためには親の貧困を解決しなくてはならない。「玉突き事故」を回避するため、そして子どもの貧困をなくすためにも、生活保護基準を引き上げて親の貧困の解決を図る道筋をつけていかなければならない。

「貧困」は「格差」ではない

子どもの貧困と教育の問題についての解決策のひとつとして、市町ごとにある就学支援の制度を活用する方法があるが、現実はその制度を知らない人たちが大半だ。行政はもっと積極的に情報を出していき、各世帯がその制度を利用できるのかできないの

かを判断してもらうことが必要となってくる。

また、もっとも子どもたちにアクセスしやすいのは学校であるため、たとえばソーシャルワーカーを配置することで、専門知識に基づいて対応でき、教員や関係機関との連携ができるだけでなく、家庭に深く関わることもできる。変化をしたいと思っている親も多いと思われるので、親の想いや子どもの想いを適正な手段と結びつけていく役割がスクールソーシャルワーカーに望まれる。

もしもボランティアで学習支援の機会を作るのであれば、子どもたちには自宅で学習していくという経験が、親には子どもが学習する時間を作らないといけないという意識が芽生える仕掛けが必要となる。学習支援を行う場合の指導員には教員OBや大学生に協力してもらい、多様なつながりと多様な価値観を生み出す環境をつくることで、子どもたち自身が苦しい環境の中で何ができるのかを考えられるようになる。

三重県では今後親への就業支援、子どもへの学習支援、相談機能の充実など6つの施策目標を定めて取り組んでいく予定だ。

「格差」と違い、「貧困」というのはあってはならない状態である。憲法の前文にも、全世帯の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利があると謳われている。欠乏という言葉が貧困に位置する言葉になるが、いまは格差という言葉で濁されている。大人になる上での準備期間。進学したくてもできない学生たちはたくさんいる。人生の選択肢が増えるような制度を整える責任が大人たちにはある。

(川北)

<取材・資料提供のご協力>

- ・生存権がみえる会 様
- ・三重県健康福祉部 子ども家庭局 子育て支援課 様

